



令和 4 年 1 月 3 1 日

## 今年も募集します！河川愛護モニター！

留萌開発建設部では、河川に関する情報提供などをしていただく「河川愛護モニター」を今年も募集します。

応募資格は、満20歳以上の健康な方で、モニター区間（留萌川・天塩川下流）からおおむね5km以内に居住され、河川に接する機会が多く、河川愛護に関心のある方です。

皆様のご応募をお待ちしております。

河川愛護モニター制度は、地域住民の皆さんとの連携をさらに深め、適正な河川利用や河川環境を維持し、併せて河川愛護思想を普及することを目的とし、平成10年度からモニターを一般公募しています。

### 記

- モニター区間 : 留萌川 留萌市高砂町 第9留萌川橋梁 から  
留萌市潮静 大和田橋 まで  
天塩川（下流） 天塩町 天塩川河口 から  
天塩町 天塩川河川公園北端 まで
- 募集人員 : 各モニター区間につき1名
- 任期 : 令和4年5月1日（日）から令和4年10月31日（月）まで
- 応募方法 : ハガキ又は任意の用紙に必要事項を記載の上、留萌開発建設部公物管理課へ郵送又はFAXで応募
- 募集締切 : 令和4年3月11日（金）まで（締切日必着）

「河川愛護モニター」募集の詳細については、別紙をご覧ください。また、留萌開発建設部ホームページにも掲載しています。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 留萌開発建設部 電話 0164-42-2315  
公物管理課 課長 田村 和美（内線 341）  
課長補佐 木下 靖久（内線 342）

留萌開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/rm/>

公式ツイッター - Twitter アカウント @mlit\_hkd\_rm



## 「河川愛護モニター」の募集について

留萌開発建設部では、河川に関する情報提供などをしていただく「河川愛護モニター」を募集します。この河川愛護モニター制度は、地域住民の皆さんとの連携をさらに深め、適正な河川利用や河川環境を維持し、併せて河川愛護思想を普及することを目的とするものです。

### 「河川愛護モニター」募集要領

- 1 応募資格 満20歳以上の健康な方で、モニター区間からおおむね5km以内に居住され、河川に接する機会が多く、河川愛護に関心のある方
- 2 活動内容 毎月1回程度、モニター区間の河川に関して、河川の利用、河川的环境等の河川に関する情報を提供していただくこと。当部が主催又は協賛するイベントに参加していただくこと。
- 3 モニター区間  
留萌川 留萌市高砂町 第9留萌川橋梁 から  
留萌市潮静 大和田橋 まで  
天塩川 天塩町 天塩川河口 から  
(下流) 天塩町 天塩川河川公園北端 まで
- 4 募集人員 各モニター区間につき1名
- 5 任 期 令和4年 5月 1日(日)から  
令和4年10月31日(月)まで
- 6 報 酬 4,000円/月
- 7 応募方法 ハガキ又は任意の用紙に次の から を記載の上、以下の応募先まで郵送又はFAXにて応募願います。  
なお、記載いただいた個人情報は河川愛護モニターの選考及び選考結果の通知に使用し、それ以外には使用しません。

氏名・性別・生年月日

住所・電話番号

職業（ 公務員の方は応募できません。）

活動を希望されるモニター区間（河川名）

自治会（町内会等）等の地域に密着された活動をされている方は、会の名称と役職

その他 応募理由、河川への感想等あれば記載ください。

**8 募集締切** 令和4年3月11日（金）まで（締切日必着）

**9 選考方法** 応募者多数の場合は、自治会等の地域に密着した活動に参加されている方を優先とし、留萌開発建設部の選考により決定します。  
選考結果は、応募者に通知します。

**10 応募先及び問合せ先**

〒077-8501 留萌市寿町1丁目68番地

留萌開発建設部 公物管理課

電話（0164）42-2315（内線348）

FAX（0164）42-2335